



長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2018年
12月3日
第1934号

申請によって交付されるマイナンバーカード。制度施行から3年が経ちますが、その普及率は11%程度です。国民の理解を得ている制度とは、とてもいえません。

長岡民商がマイナンバー制度学習会を開催 制度の問題点と雇用保険届出に関する対策を学ぶ

厚生労働省より「雇用保険届出書類に個人番号（マイナンバー）の記載がない場合、10月からは書類を受理せず、差し戻す」との通達がありました。マイナンバー制度に一貫して反対し、廃止を求めてきた全商連・新商連・長岡民商は強く抗議しましたが、残念ながら受け入れられませんでした。

そこで、長岡民商は11月20日、昼と夜の2回、マイナンバー制度学習会を開催し、制度の問題点や今後の雇用保険届出に関する対策について学びました。参加者からは多くの質問や意見があり、有意義な学習会となりました。

従業員さんの雇用保険資格取得・喪失等の届出を行う際、これからは従業員さんの個人番号の記載が必要となります。ただし、従業員さん本人が事業主に個人番号の提供を拒否した場合、番号記載は不要となります（この場合、「提供がなかったこと」の経緯」を記録する必要がある）。事業所にも従業員さんにも不利益・罰則はありません。



既にハローワークに個人番号を届け出ている場合、新たに届出を行う際に「マイナンバー届出済」と書類に記載すれば、番号の記載を省略できます。つまり、個人番号の届出は1回でよいことになり、事業所として番号保管の必要がないということになります。流出防止のため、事業所は、従業員さんの個人番号を保管しないことが望ましいといえます。しかし、各事業所によって事情が異なることと思えます。ご不明・ご心配な点はご相談ください。

源泉税・年末調整学習会

年内に従業員や専従者給与を確定できる事業所は、「都合をつけてお越しください。」

とき 12月10日月 午前10時～正午
12月11日火 午前10時～正午

午後1時半～4時
ところ 長岡民商事務所会議室

一人でも雇ったら、 労働保険に必ず加入を

長岡民商で加入手続きができません労働者（パート、アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労働保険・雇用保険）に加入しなければなりません。近年、労働保険未加入事業所で労働事故が発生した際、労働者が当該事業主に対して損害賠償請求をするケースも見られ、事業主の大きな負担になっています。労働保険は、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

長岡民商は、労働保険加入手続きを行うことができる労働保険事務組合です。労働者を雇っている事業所で、まだ加入手続きを行っていない場合は、お早めに長岡民商まで手続きにお越しください。

また、お知り合いに労働保険未加入の事業主や、これから従業員を雇って商売を始める方がいらっしゃいましたら、「民商に入って、労働保険の加入手続きをするといいいよ」とぜひ勧めてください。よろしくお願ひします。



12・4(火)午後 事務局不在のおしらせ
12月4日(火)は、新商連事務局員学習会に参加するため、午後から事務局が事務所不在となります。よろしくお願ひします。

増税10%阻止学習決起集会

長岡民商が事務局を務める長岡各界連は、左記の日時で学習会を開催します。増税阻止のため、学びましょう。ぜひご参加ください！

とき 12月8日(土) 午前10時～正午
ところ さいわいプラザ3階講座室